

由布市告示第106号

平成20年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成20年11月26日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成20年12月3日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	渋野けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
後藤 憲次君	丹生 文雄君
三重野精二君	

○応招しなかった議員

なし

平成20年 第4回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成20年12月3日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成20年12月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 発議第8号 由布市議会会議規則の一部改正について
- 日程第6 発議第9号 由布市議会議員定数条例の制定について
- 日程第7 報告第7号 平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第8 認定第2号 平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第80号 由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 由布市立保育所条例の廃止について
- 日程第11 議案第82号 由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第83号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第13 議案第84号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第85号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第86号 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第87号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第88号 平成20年度由布市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第89号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第90号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第91号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第92号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第22 議案第93号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第94号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第95号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 発議第8号 由布市議会会議規則の一部改正について
- 日程第6 発議第9号 由布市議会議員定数条例の制定について
- 日程第7 報告第7号 平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第8 認定第2号 平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第80号 由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 由布市立保育所条例の廃止について
- 日程第11 議案第82号 由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第83号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第13 議案第84号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第85号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第86号 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第87号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第88号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第89号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第90号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第91号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第92号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて

日程第22 議案第93号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第94号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第95号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（25名）

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 渕野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 首藤 奉文君 副市長 …………… 清水 嘉彦君

教育長	……………	清永 直孝君	総務部長	……………	大久保眞一君
総務課長	……………	工藤 浩二君	総合政策課長	……………	島津 義信君
行財政改革推進課長	………	相馬 尊重君	財政課長	……………	長谷川澄男君
会計管理者	……………	米野 啓治君	産業建設部長	……………	荻 孝良君
水道課長	……………	目野 直文君	健康福祉事務所長	………	立川 照夫君
福祉対策課長	……………	加藤 康男君	健康増進課長	……………	秋吉 敏雄君
保険課長	……………	佐藤 和利君	環境商工観光部長	………	吉野 宗男君
環境課長	……………	溝口 博則君	挾間振興局長	……………	後藤 巧君
庄内振興局長	………	川野 雄二君	湯布院振興局長	………	太田 光一君
教育次長	……………	高田 英二君	消防長職務代理者	………	浦田 政秀君
代表監査委員	……………	佐藤 健治君			

午前10時00分開会

○議長（三重野精二君） おはようございます。本日ここに平成20年第4回由布市議会定例会の開会に当たり、議員各位には公私ともに何かと御多忙のところ御出席賜りありがとうございます。開会に当たりごあいさつを申し上げます。

随分過去の話のような気がしますが、改めまして42年ぶりに大分県で開催された2順目「おおい国体」は、選手はもとより多くの大分県民の支えにより、念願の天皇杯、皇后杯の総合優勝を獲得することができました。議員各位におかれましても率先して市民とともにボランティアに参加や応援活動に参加いただき大変御苦労さまでございました。市民との協働により多くの感動ドラマを由布市においても体感したことは、まだ記憶に新しいところであります。市民の皆さんと関係者の皆さんにこの場をかりまして敬意を表するものであります。

さて、米国発の国際金融危機が日本経済に影響し、景気後退懸念が広がっている昨今ですが、由布市においては、産業面でも今年の夏から秋は台風などによる主要農産物の水稻やナシを初め施設園芸の災害もなく、農家にとっても喜びに満ちた収穫期を迎えましたが、原材料の飼料や肥料、燃料の高騰で経営的には厳しさを増し、湯布院地域を中心とした由布市の観光業も19年度は410万人の大台にのる好結果が出てきていますが、昨今の状況は宿泊客の減少が続いているようです。さらに、原材料の高騰や公共事業の減少が著しく、製造業は全般に、特に建設業においては我が由布市においても金融危機の経済影響をまともに受けててるところで、この経済危機をどのように乗り切っていくのか大きな課題となるでしょう。

由布市も17年10月に新生・由布市が合併後3年で人口減が200名余り、さらに、自然増減で出生者よりお亡くなりになる方が100名近く上回るなど、市全体としては過疎化減少が急

速に進行しているのも現実であります。いよいよ市民の皆さんとの地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまちづくりは市民の皆さんとの協働のまちづくり精神が必要となります。

さて、11月29日、30日に市長とともに在京由布市会の総会に上京してまいりました。多くの由布市の出身者との交流を図ってまいりました。ふるさとを離れて関東地方で暮らす由布市の出身者に、ふるさと由布市の発展の思いに、この由布市で暮らす我々の責務を改めて認識をした次第であります。

その11月28日に大分県教育委員会が、後期高校再編で改めて由布高校が連携型中高一貫教育の導入により存続することが決定したことは市民や関係者の御尽力の賜物であり、喜ばしい情報であります。

さて、本日から開会されます第4回定例会では、報告、認定、条例の廃止、一部改正、補正予算などの議案が提案されております。執行部の皆さんには真摯に親切、丁寧で堂々と、その議案や質疑に答弁や考え、意見をよろしくお願いをいたします。

なお、議長報告は配付の資料をごらんください。

それでは、開会に先立ち本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成20年第4回由布市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、年末を控え御多忙の日々をお過ごしの中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今年も残すところ1月足らずとなりましたけれども、今定例議会は、決算認定を初めとして、保育所の民営化、寿楽苑の民営化など、今後の由布市において大変重要な議会であると私は考えております。特に保育所と寿楽苑の民営化につきましては、後ほど提案理由でも詳しく御説明いたしますが、長い期間関係者とともに協議を重ねて、議会にも機会あるごとに経過を御報告してまいりました。このほど受け皿となる移管法人の選定も終わりましたので、ここに至るまでには紆余曲折ではございましたけれども来年4月からの民営化にめどがたちましたので、議員皆様の何とぞ御了承をお願いを申し上げたいと思います。

諸般の報告でまた申し上げますけれども、これで開会のごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第4回由布市議会定例会を開会します。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、20番、吉村幸治君、21番、工藤安雄君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月24日までの22日間といたしたいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月24日までの22日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、第3回定例会以降の諸般の報告をさせていただきます。

本定例会から別紙でお配りいたしておりますので、御一読いただきたいと思いますが、主なものについて御報告を申し上げます。

まず、8月30日には、由布高校郷土芸能部が群馬県で開かれました第32回全国高等学校文化祭で最高賞の文部科学大臣賞を受賞したことに伴い、国立劇場にて全国高等学校総合文化祭東京公演に出場したため、その激励と応援に行っていました。全国から各部門最優秀校が出場する中、由布高校も堂々と庄内神楽「貴見城の舞」を披露し観客を魅了したところであります。

9月に入りまして1日には、湯布院川西地区の防災訓練が午前6時から川西地区住民の皆さんと消防団湯布院方面隊第4分団との合同で避難訓練や土のう積み訓練、連結訓練が実施されました。

また、6日には、湯布院並柳地区防災訓練が、自分たちの地域は自分たちで守るとの観点から平成18年に自主防災会を結成し、毎年実施しているもので、地域住民の皆さんと消防団湯布院方面隊第2分団と合同で実施され、私も参加をいたしました。早朝にもかかわらず地元住民の皆

さんの参加と御協力をいただき、本番さながらの訓練を実施し、防災意識を高めたところでございます。

10月に入りまして13日には、湯布院での牛喰い絶叫大会が開催され、ことしは本来の会場が草地改良等で使用できなく、由布岳正面登山口付近に変更されましたが、当日は天候に恵まれ、県内外から約900人の参加者がありまして、大変にぎわったところでございます。

16日には、北九州市において九州市長会が開催され、出席をいたしました。総務省自治税務局税務管理官から、地方税制の動向と課題と題した講演や全国市長会提案議案の審議がございまして、今回は私が、いやしの里湯布院変遷期、湯布院観光100年の追憶と100年の展望と題して発表をいたしましたところでございます。意見交換の場では多くの質問や意見が出され、大変活発な議論が展開されまして、九州における観光連携について今後は各市長が手を携えて取り組むべきであるとの提言がなされたところであります。

次に、22日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会の理事会が東京で開催され、出席をいたしました。平成21年度の道路予算の概算要求が提出されたところでありますが、年末の予算編成に向けて必要と判断される道路の着実な整備のための財源の確保、21年度予算の要求額の全額確保等、諸情勢を見きわめながら的確な活動を展開することを確認をしたところでございます。

25日には、第69回畜産共進会が別府市で開催され、湯布院町塚原の渡辺由岳さんの牛が総合のグランドチャンピオンに当たる農林水産大臣賞に輝きました。その他の由布市出品牛も各区分で好成績を収めるなど、大変高い評価を受けたところでございます。

次に、27日には、湯布院、杖立、武雄の3温泉地の3首長が福岡市役所で会見を開き、福岡市役所西側広場で11月24日に開催する3温泉連携の観光イベント「九州三湯温泉祭り」のPRを行ってまいりました。福岡市役所広場は九州一の繁華街、天神に位置しまして、多くの人に温泉の魅力を発信することで集客増と、九州の活性化につながることを目的でございます。

11月24日には本市から庄内子ども神楽とミニ絶叫大会、湯布院の地鶏鍋等を披露し、特産品の販売を行ったところでございます。今後とも3各地域の魅力をPRする中で集客の増加につなげていきたいと考えております。

次に、11月3日には、庄内地域におきまして、第19回庄内神楽祭りと第27回庄内ふるさと祭りが開催され、当日は多くの神楽ファンで会場が埋め尽くされてにぎわったところでございます。

次に、5日から6日にかけて、庄内民生委員協議会の視察に同行し、民生委員の方々とのいろんな意見を交換する中で有意義な研修を行いましたし、知的障がい者の更生施設の視察をし、研修をいたしましたところでございます。

次に、7日には由布高校と姉妹校締結をしております韓国のヨンソ高校が由布高校の文化祭に合わせて来市され、みらい館での日韓の郷土芸能の披露やホームステイ等する中で交流を深め、校長先生を初め生徒10名があいさつに訪れましたが、私からも今後とも由布高校との交流を深め日韓交流を深めていただくようお願いをしたところでございます。由布高校も特色ある学校づくりに懸命であるということを感じたところでございます。

8日から9日にかけて、挾間におきまして、恒例の第23回はさまきちょくれ祭りが開催され、2日間とも雨に見舞われましたけれども、ことしも約1万人近い来場者がありまして、盛大に開催されたところでございます。

18日から20日にかけては、湯布院町の民生児童委員の協議会の研修におきまして、知的障がい者更生施設、授産所等を視察をいたしました。この授産所等につきまして研修をする中で多くのこれから取り組むべきことの課題も研修をしたところでございますが、民生委員の皆様方からこの場をとおしていろんな意見をいただき、大変有意義な研修ができたと考えております。

22日には、本市と観光協会交流協定を締結しております由布、佐伯の両市の観光協会が交流協定を結び丸1年を迎えるために1周年記念式典が佐伯市で開催をされ、出席をいたしました。この日は佐伯市における九州佐伯市食と文化の祭典の一環として行われ、佐伯市からバス2台で90人が招待を受けるなど観光協会交流1周年記念を記念する式典が開催され、由布市からは由布市紹介のブースの設置や足湯の設置、庄内神楽の披露、料理研究会交流等、多彩な催しが開催されました。今後の交流事業の成功を祈念したところでございます。

次に、27日から28日にかけて、立命館アジア太平洋大学と内閣府の共同で大使と地域ネットワーク交流会が東京で開催され、由布市は来年1月15日、県知事立ち会いのもとで立命館アジア太平洋大学と総合協力協定を締結する予定でありますので、出席をいたしました。各国中日大使、行使と中央省庁、地方自治体リーダー、立命館大学学園関係者が一堂に会しまして、教育を介在とした民間外交や地域によるローカル外交等を主なテーマとして懇談をいたし、相互の交流を深め、ネットワークを構築、強化する場として大変有意義な交流会でございました。

次に、29日には、在京由布市会が東京で開催されまして、議長及び挾間、湯布院から職員各1名、計4名で出席をいたしました。会には来賓等を含めて多くの皆さんが出席され、ふるさとを思う皆さん方に由布市の近況を御報告申し上げるとともに、今回は特にふるさと納税制度によります由布市への寄附をお願い申し上げてまいりました。短い時間ではございましたが由布市出身者の皆さん方と懇親を深めてまいったところでございます。

次に、12月1日付にて国体業務縮小によります人事異動を発令いたしまして、6名の職員を国体推進課から他の部署へ異動させたものでございます。

最後になりますが、42年ぶりに開催されました第63回国民体育大会「チャレンジ!おおい

た国体」が、9月27日から10月3日にかけて、由布市におきましてもゴルフ少年男子競技、アーチェリー競技、ライフル射撃競技、柔剣道競技、ラグビー・フットボール少年男子競技の5競技が開催され、1年前のリハーサル大会から市民の皆さんを初め議員皆さんの御支援、御協力をいただく中で無事終了することができました。改めまして感謝とお礼を申し上げます。

期間中、選手、役員、一般観覧者を含めて約1万人が由布市を訪れ、述べ9,000人が宿泊をしていただきました。また、期間中、市民の皆さんの御協力をいただき、約500名の皆さんがボランティアとして大会運営や市民運動に参加をしていただきました。

さらに、昨年のリハーサルから今年の国体まで由布市を訪れる皆さんをおもてなしの心でお迎えするとして、花いっぱい運動や国道210号線をコスモスでいっぱいにするという取り組みをはじめ、市内一斉清掃等、市民全体で取り組んでいただきまして、選手、役員を初め由布市を訪れた皆さんから大変喜んでいただきました。また、大会関係者を初めマスコミ関係者からも評価も上々でありまして、由布市はよかったとの評価をいただいたところでございます。

最終日には湯布院スポーツセンター第2競技場で開催されたラグビー・フットボール少年男子競技に、秋篠宮殿下、同妃殿下のおなりがございまして、市民挙げて歓迎を申し上げたところでございます。

2順目おおいた国体開催を機に市民スポーツの向上はもとより、おもてなしの心での市民運動が培われたことや、今後ボランティアの継続を図っていかねばならないと考えているところでございます。

長期にわたる皆様方の御協力と御支援に敬意を表しますとともに、重ねて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、主なことについての御報告を申し上げ、他のことにつきましてはお手元に配付の資料を一読いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議会議長、後藤憲次君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（後藤 憲次君） おはようございます。由布大分環境衛生組合議会の報告をいたします。

平成20年第2回由布大分環境衛生組合議会の定例会を由布大分環境衛生組合議会室で、平成20年11月21日午前10時から開催されましたので、その結果について報告をいたします。

会期は当日1日限りとして、認定1件、議案2件が上程されました。

認定第1号平成19年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてであります。事務

局から歳入歳出決算書に基づいて詳細な説明があり、平成19年度の決算額は、収入済み額7億1,973万4,997円に対して、支出済み額6億7,313万5,035円で、歳入歳出差引残額が4,659万9,962円で、翌年度繰越金となっております。

続いて、監査委員、永松良雄氏から、審査の期間は平成20年10月15日の1日間で、篠田議員と2名で審査を行ったことの決算審査報告がありました。審査の意見といたしましては、平成19年度歳出決算額は、関係諸帳簿、証拠書類と照合した結果、正しく計上されており、また、会計処理並びに財産管理についても適正であると認めております。

決算については、歳出で衛生費が対前年度比で増額となっており、その主なものは大分市リサイクルプラザ運営管理費負担金及び野津原地区一般家庭ごみの収集運搬業務委託の開始、福宗清掃工場運営管理費負担金の増額によるものです。公債費の起債償還元金の支払い開始による増額も確認しております。その他の歳出につきましては、原油急騰による燃料費、光熱水費等の増加に対応するなど、支出抑制の努力は認めますが、今後の課題としまして需用費、使用料、委託料などの経費を徹底的に見直し、節減に努力することを望みますとの審査報告がなされました。

慎重審議の結果、全員の賛成により承認されました。

議案第4号由布大分環境衛生組合議会議員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

事務局から説明があり、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を行うためのもので、審議の結果、全員の賛成により可決されました。

議案第5号平成20年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,646万5,000円とするものです。歳入は前年度繰越金を2,659万9,000円追加し、4,659万9,000円とするものです。歳出補正では、総務費の総額、増額113万円、予備費の2,546万9,000円の増額であります。

採決の結果、全員の賛成により可決されました。

以上、平成20年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、医療広域連合議会の報告を受けます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田正美君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田 正美君） おはようございます。平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合の第2回定例会が平成20年11月18日行われましたので、御報告申し上げます。

会期は1日間、場所は大分県医師会館で行われました。議決日も11月18日、1日でありま

す。議員の出席は、現在定数が26名、出席22名、欠席4名でありました。

議決の内容であります。今お手元にお配りしておりますペーパーを参考にさせていただきたいと思っております。広域連合長の提出議案が8件、議員発議が1件であります。

まず、議案第11号は、広域連合副連合長の選任に関し議会の同意を求めるものであります。さきの副連合長の玖珠町長でありました小林公明氏が任期満了にもちまして欠員となっておりますので、新たに九重町長の坂本和昭氏を任命したところであります。

次に、議案第12号は、専決処分の報告並びに承認を求めることについてであります。平成19年度大分県後期高齢者医療連合一般会計補正予算（第2号）についてであります。多数において承認されております。

次に、議案第13号専決処分の報告及び承認を求めることについて、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。これも多数によりまして承認されております。

次に、議案第14号平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）も多数により可決しております。

議案第15号平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）、これも多数において可決されております。

次に、議案第16号大分県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。これもさきの臨時会でもありましたように株式会社日本政策金融公庫法の改定に伴う規定の整備であります。これも全員による賛成で可決しております。

議案第17号大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。この件も全員の賛成において可決しております。

議案第18号平成19年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。多数において可決しております。

次に、議員提出の議案第2号のことについてであります。今まで定例会がある前に勉強会という形で広域連合事務局長の招集によりまして会議が開催されておりましたことにより、議員には今まで費用弁償がなくて、県下の姫島村とか佐伯とかいろんな遠い所から会議に出席してきたわけですが、一切費用弁償なしということでありましたのを、発議をもちまして会議規則の一部改正について、これを全員協議会という形をつくることによりその辺の問題を解決したということで、全員でこれを可決しております。

以上で報告を終わります。詳しいことにつきましては資料がございますので、お聞きいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査及び同法第199条の規定による財政援助団体監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。報告を申し上げる前に、大変御迷惑をかけますが、書類の訂正がございまして、最後から2ページ目でございますが、例月出納検査結果についての報告です。11月28日付の文書でございますが、その中で検査年月日、これが20年10月26日と10月27日となっておりますが、月が間違っておりまして11月です。11月26日と11月27日です。訂正方お願い申し上げます。大変失礼をいたしました。

それでは、例月出納検査の結果を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成20年8月から11月の例月出納検査を実施いたしました。検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する月末の現金の在高及び出納状況です。

いずれの検査も検査資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。8月の検査において5万円を超える売買契約において、由布市契約事務規則によらない事例が認められましたので、規則に沿った処置をされたいと。

さらに、例月出納検査において指摘した事項の結果を記載しております。

10月の検査において契約書を省略している事例があったので、事務処理を徹底されたいと申しております。

11月の検査において水道料金の未納対策のために給水停止を前提とした取り組みを始めたとの報告を受けました。

また、ほのぼの温泉館、市民課で現金実査を行いました。適正に処理をされておりました。

次に、財政援助団体監査の結果を申し上げます。

地方自治法第199条第7項の規定により実施をいたしました。検査の対象は由布市観光協会外3団体です。検査の結果は報告書記載のとおりです。

以上で報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 例月出納検査及び財政援助団体監査の結果報告が終わりました。

次に、各委員会の閉会中の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。本常任委員会は、調査研修を行いましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

総務常任委員会は、去る10月27日から29日にかけて、副委員長の江藤委員、二宮委員、佐藤友信委員、小林委員、そして私の5名と、随行者に事務局の馬見塚主幹の計6名で、香川県

宇多津町と高松市へ政治倫理条例について研修を行いました。

宇多津町は、議会改革の一環で取り組みを行い、議員一人一人が襟を正すために自分を律するために制定されたものです。高松市は、贈収賄事件をきっかけに議会改善検討委員会で検討し、議員が本来あるべき姿の指針として制定されたものです。

いずれの条例も請求ができるのは議員のみで、審査会も議員で構成するものでありました。また特段の罰則を設けていないようであり、いずれも理念をうたったものでありました。

その他の内容につきましては、お手元に配付の調査研修報告書のとおりです。

なお、詳細につきましては、資料がありますので、必要な方は総務常任委員にお申し出ください。

以上で総務常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） おはようございます。それでは、観光経済常任委員会での調査の報告を申し上げます。103条の規定により報告いたします。

調査の要点といたしましては、農産物直売所による流通状況と都市と農村の交流について（大山町）、農山村の付加価値産品について（小国町）、民間企業による農業参入について（植木町）、地産地消の農家レストランの視察について（大津町）、農産物販売施設について（阿蘇市）。

調査研修の期間は、10月30日から31日の2日間でございます。

調査研修地は、日田市大山町、熊本県の小国町、熊本市、植木町、大津町、阿蘇市であります。

調査研修視察者は、私、それから副委員長の工藤委員、後藤委員、吉村委員、藤柴委員、太田委員。随員職員として吉野君が随員していただきました。

調査の結果は別紙のとおりでございます。

観光経済常任委員会は、調査研修結果の報告をいたしますが、当委員会は、去る10月30日から31日の2日間、先ほど申し上げました6町村を研修いたしました。

大分県では、本年度に入ってから他産業の農業参入が相次いでおり、上半期だけでも13件のぼると報告されており、当由布市においても今後企業参入が予想されます。先進地の優良事例を研修する必要から、農産物の販売施設の概要や地産地消の取り組み状況等、把握するために実態調査を行いました。

10月30日、日田市の大山町木の花ガルテンを視察しました。それから続いて、小国町のゆうステーション、午後からは熊本城を視察いたしました。特に熊本城は、平成17年に着工いたしまして4年間の歳月で53億の巨費を投じて大・本丸御殿が完成しておりまして、みごとなものであり、特に重要文化財の指定が13棟もあるということで大変すばらしいことだと感動いた

しました。

31日には植木町の企業参入による松岡建設を研修いたしました。松岡建設は熊本県植木町で、資本金が3,000万円、創業が昭和38年3月、代表者は松岡義久氏。建設業で社員15名、それからその中に株式会社熊北総合開発というのがありまして、その中で資本金1,000万円で社員2名で農園をやっております。

その松岡農園はアップルマンゴーを栽培に導入をしております、会社が非常に建設業が景気が悪いということでアップルマンゴーを取り組んだそうでございます。品目、それから創業、概要、栽培と特質については御参照ください。

栽培概要について、アップルマンゴーが40アール、それから同じくアップルマンゴーが6アール、農園が違います。それから、完熟パイナップル、ニンニク100アール。それから販売価格については2キロ入りが7,600円から8,500円、1キロ入りが4,000円から4,800円、規格外が1,000円から1,800円。これは100アールと書いてありますが間違いです、訂正ください。10アール、2,700キロから3,600キロということでありませう。今後は徐々に規模拡大をしていきたいということでございます。

それから、一の宮の直販所、それから次のページお開きください。木の花ガルテン、これは皆さん御承知のように大分県の一村一品の元祖になった大山町でございます。特にこの名前はドイツの市民農園から名前をとったということで、生産・加工・流通・サービスという面でいろいろな面に進出をしております、右のページにグラフがありますが、年間16億6,100万円、年間購買者が240万人ということございまして、特に出荷農産物は年間680品目、それから直販所のほか300種もの種類を物産館、レストランで販売をしておると。それから店舗については日田店外8店舗を経営されておるということで、大変取り組みがすばらしく、特に野菜等についても新鮮な野菜が飛ぶように売れておりました。

それから、次が、大津町の道の駅、それから、続きまして一の宮の直販所でございますが、資料をごらんください。

この研修は2日間でしたが、特に植木町の企業参入によるアップルマンゴーの栽培については、これからは企業参入をして建設業が不景気であるのでどんどん農業に参入していきたいということで、非常に社長さんが熱心な方で、懇切丁寧な説明を受け、我々も由布市において今後大いに参考にしていくべきだと痛感をいたしました。

以上で視察研修報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で各委員会の閉会中の調査研修報告を終わります。

日程第4． 請願・陳情について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（野上 安一君） マイクがちょっとこちらが悪いのでこちらのほうで紹介します。

平成20年第4回由布市議会定例会請願文書表をお開き願いたいと思います。

請願者、陳情者及び紹介議員の敬称は略させていただきますので御了解ください。

受理番号9、平成20年10月23日、件名、土石流災害防止について、請願者住所、由布市湯布院町川上〇〇〇〇番地〇、温湯区長竹下幸夫外6名、紹介議員、太田正美、溝口泰章、高橋義孝。

以下につきましては受理番号、受理年月日、件名、請願者住所氏名、紹介議員の順に御紹介しますので御了解ください。

受理番号10、平成20年11月7日、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願（岡の平～小平間約400メートル）、由布市庄内町長野〇〇〇番地、長野区自治委員古長準一外2名、紹介議員、生野征平。

受理番号11、平成20年11月7日、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願（長畑～小長間約500メートル）、由布市庄内町長野〇〇〇番地、長野区自治委員古長準一外2名、紹介議員、生野征平。

受理番号12、平成20年11月17日、平成19年8月発生 of 土石流災害対策に伴う災害復旧工事（水路改修工事）の早期実施について、由布市湯布院町川上〇〇〇〇番地〇、岳本地区自治委員生嶋康文外1名、紹介議員、太田正美。

次のページです。受理番号13、平成20年11月18日、生活道路の市道認定に関する請願書、由布市湯布院町川北〇〇〇番地、荒木自治委員立川忠実、紹介議員、佐藤正、太田正美。

受理番号14、平成20年11月21日、郵政民営化法の見直しに関する意見書の請願、由布市庄内町西長宝〇〇〇〇番地、由布地区特定郵便局長会部会長工藤康三外1名、紹介議員、藤柴厚才、佐藤郁夫。

受理番号15、平成20年11月21日、市道認定についての請願書、由布市湯布院町川上〇〇〇〇番地〇、温湯区長竹下幸夫外1名、紹介議員、太田正美。

受理番号16、平成20年11月25日、由布市立湯平小学校教員加配についての請願、由布市湯布院町下湯平〇〇〇番地、由布市立湯平小学校PTA会長足利洋市外1名、紹介議員、江藤明彦、高橋義孝。

受理番号17、平成20年11月25日、市道並柳線の道路改良整備に関する請願書、由布市湯布院町川上〇〇〇番地、並柳自治委員小野敏雄、紹介議員、溝口泰章。

請願書については以上でございます。

次に、陳情書を朗読いたします。

受理番号4、平成20年10月30日、湯布院町川北高原地区の上下水道管理埋設地並びに一部の生活道路の帰属等を求める陳情書、由布市湯布院町川北〇〇〇番地〇〇、高原地区代表志賀正恩外35名。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ただいまの請願受理番号9から17の8件及び陳情受理番号4の1件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 発議第8号

日程第6. 発議第9号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、発議第8号由布市議会会議規則の一部改正について及び日程第6、発議第9号由布市議会議員定数条例の制定についてを上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、18番、久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から発議をさせていただきますと思います。

発議第8号由布市議会会議規則の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成20年12月3日、由布市議会議長三重野精二殿。提出者、由布市議会議員久保博義、賛成者、由布市議会議員湊野けさ子、由布市議会議員山村博司、由布市議会議員利光直人、由布市議会議員溝口泰章、由布市議会議員新井一徳、由布市議会議員小林華弥子。以上、議会運営委員会の委員全員でございます。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い会議規則の整備を行うため。

内容につきましては裏面を見ていただきたいと思います。

第159条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改めるものでございます。

附則、この附則は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 発議第9号由布市議会議員定数条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。平成20年12月3日、由布市議会議長三重野精二殿。提出者、由布市議会議員

員山村博司、賛成者、由布市議会議員丹生文雄、由布市議会議員工藤安雄、由布市議会議員小野二三人、由布市議会議員久保博義、由布市議会議員田中真理子、由布市議会議員佐藤人巳、由布市議会議員江藤明彦、由布市議会議員太田正美、由布市議会議員佐藤郁夫、由布市議会議員新井一徳、由布市議会議員高橋義孝。

提案理由、由布市議会議員定数条例を制定するためであります。

提案理由について説明を申し上げます。

由布市議会の現在の議員定数については、合併時、大分郡挾間町、同郡庄内町及び同郡湯布院町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について、平成16年12月16日、庄内町告示第46号、湯布院町告示第25号、挾間町告示第45号により、26人と定められており、今回議員定数を現行法定数上限の26人から4人減少して22人とし、次回の一般選挙から適用することとするため、由布市議会議員定数条例を制定する必要があります。本案を提出するものでございます。

ここまでに至った経過につきましては、平成17年の12月に行財政改革特別委員会を設置し、議員定数を初め議員報酬、市の行革プランの検証など、検討協議を重ねてまいりました。特に定数問題については、行財政改革が進む中、厳しい財政状況を勘案し、議員定数の適正規模を考慮しながら定数削減の方向で論議をいたしました。今後も厳しくなる財政事情の中で議員定数を削減することにより財政運営に貢献できるものと考えております。議員定数については、地方自治法上、法定上限数は定められているものの、議会独自の判断と責任において定数を定めることとなりますので、今までの特別委員会での協議、決定または全員協議会で報告、確認に基づき法定上限数より削減して定数を定めるものであります。

以上、皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三重野精二君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの2議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、日程第5、発議第8号由布市議会会議規則の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 提出者へお尋ねいたします。地方自治法の一部を改正する法律第69号というようになってます。議会図書館の法律を見ましたら、まだ69号については差しかえがありませんでした。それで、公布年月日と施行年月日がいつなのか、それを教えていただき

たいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 平成20年6月11日成立でございます。公布が平成20年6月18日です。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 公布日が6月18日ということで、施行はというふうになっているんでしょうか、公布の日からですか。

○議長（三重野精二君） 18番、久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 施行は9月1日になってます。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 執行部の提出するのにはいつも言っておるわけなんですけども、施行日の前に議案提出ということになるのが当然だというふうに思うんですけども、既に6月18日でなってるならどうして、定例会がもう既にあったですよ、どうしてそういうふうになったのか、そこ辺の詳しい事情を教えてくださいたいんですが。

○議長（三重野精二君） 18番、久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 説明をさせていただきたいと思います。

さきの全員協議会で詳しく説明したんですけども、議員さんが欠席でございましたので再度説明させていただきたいと思います。

本来、この改正につきましては、議員の派遣に関することが100条の第13項にございました。これが今度改正によりまして、議会活動の範囲の明確化ということで12項ができました。新設されました。そのために1条ずつ状況になっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それはおくれた理由じゃなくて議案の中身のことなんでね。おくれた事情を全員協議会で詳しく説明されたようでありますので、私にわかるように教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 今度新設されました100条の12項でございますけども、これにつきましては全員協議会を議会の何ていうんですか——議会活動の範囲の明確化ということで、全員協議会を議会活動としての位置づけがされるようになったそうでございます。由布市議

会もこれを運用するかどうかということで、さきの全員協議会でも若干協議したんでございますけども、今現在の現状のままできいこうということになっております。そのために本来ならばこれを改正するときに提案すべきと思いましたが、その当時にしようと思ったんですけども、現状維持ということになりましたので条例改正にまで至っておりません。

以上です。（「違うんじゃないけどな、まあいいわ、回数が多い」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、発議第9号由布市議会議員定数条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 提出者が行政改革特別委員会委員長ちゅのも摩訶不思議な話なんですけども。市の行革プランの検討ということを先ほど言われましたけど、市の行革について一切ほとんど検討らしい検討を全くしてないんですよ。にもかかわらず議会運営委員会の専管事項である議員定数や議会の改革等については一生懸命、一生懸命やってるんです。委員長にお尋ねしますけども、提出者にお尋ねしますけども、議員の定数の適正規模云々ちゅことを言われましたが、そういうものがあるんですか。かつての定数条例では30名でした、この規模で言えばですね。それが自治法の改正で上限26ということで4名削減された上に、今度また自分たちで4名削減するなんちゅことを平気で言ってますけども、あなたの考える議員定数適正規模ちゅのはどういうことを考えてそういうことを言われているのか、まず1点お尋ねしたいと思います。

2つ目は、議会報告会、湯布院、庄内、挾間ということでやりました。議員の定数を減らせという意見はどこも出てないんです。定数を減らすみたいなのは言うなという意見は私聞きました。挾間の会場だったというふうに思います。そして、そういうことをするよりもきちっと議会の議員として務めを果たせというおしかりの言葉を受けたのも湯布院だったというふうに記憶しています。どこからこういうような定数を減らすなんちゅ発想が出てきたのか、そこ辺の、そもそも、2つ目に教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 定数については、市町村の市町村議会の議員の定数について91条で定められておりました、その中で人口5万人以下2万人以上については26名ということになっておりました、それで一応今までは26名ということで合併協議の中で来たわけでありまして、91条で定められております。それから、私が行革委員長と兼務したということですが、これは偶然の一致でございまして、私が別にあれしたわけではございません。

それから、2点目の議会報告会でとの意見で議員の削減については余り意見が出なかったというようなことですが、この今の現状を見ましたときに由布市の財政事情が非常に厳しいということもありまして、議員がやはり先頭に立ってそういう財政運営の健全化に協力していくのが本音ではなかろうかということも考えまして、行革委員会の中で十分に審議をし、西郡議員が18日は欠席しておりましたが、その中で全員協議会で定数4名については確認をいただいております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） たまたま行革の委員長だったちゅんじゃなくって、その行革の委員会そのものが市の行政改革については何ら一言も検討してないんですよ。そしてやらんでもいい議会改革の定数や議会のその他のいろんなことをやって、肝心なことをやらんで、要らんことしよるちゅうので、もうそこ辺はどういうように考えて、提出者本人ですからね。たまたま偶然提出者と行革特別委員会の委員長が重なったというんじゃないくて、行革委員会でそういうことを話し合っただけでこの定数に至ったわけですから、そこ辺はきちんと答弁してほしいと思います。

議会みずから率先してちゅうけども、執行部が定数をいっぱい削減してますけども、肝心の定数に入れなきゃならない職員を不正規の職員で雇って、そして不正規職員は今200人ですか、由布市だけで。正規の職員はそりゃ400人切ったかしらんけども、不正規の職員がいっぱいいるわけですから、それも定数に入れなきゃならないような職員が数多くいるわけです。給食センターの従業員あるいは学校のどんな人たちですかね。かつての挟間のときはかなりおったんですけども。そういう点で言えば行革で定数を削減、定数を削減と言うのは半ばかけ声で、実体は官製のワーキングプアをつくる大元なんです。だからそういうのをきちっと検討するならともかく、議員を定数を削減したら行革になるなんちゅこと、ばかげているようなことを考えてるといっことは言語道断というふうに思うわけですけども。あと討論の中で言いますけども、そもそもはどうだったのかということが、何か議員の定数を減らせばいい、報酬を減らせばいいみたいな発想にあるんですけども、報酬についてはどうしているのかお答えいただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 報酬については、報酬審議会にゆだねるということで、我々のやはり行革委員会では決める段階ではないと、決める範囲ではないということで報酬審議会にゆだねるということで全員の協議をいただいております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ゆだねる前提が問題なんです。議員を4名減らして2,000万円浮くからその分報酬を上げると、そのくらいしてもいいじゃないかという答申の仕方なんですよ。そういういい加減なことをどうしてやるのかというふうに思うんですけど、そのことについてはどういうふうに思いますが。

○議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） いい加減と言いましたけど、私はいいい加減じゃないと思います。やはりそういう根拠があつてするんですから、西郡議員は考えがそういう考えだと思いますけど、私はやはりそれが一つの形として出たんであつて、それが当然であらうと思っております。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、本日はここまでにとどめ、討論、採決については24日の本会議に行います。ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分とします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

日程第7. 報告第7号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 議案第80号

日程第10. 議案第81号

日程第11. 議案第82号

日程第12. 議案第83号

日程第13. 議案第84号

日程第14. 議案第85号

日程第15. 議案第86号

日程第16. 議案第87号

日程第17. 議案第88号

日程第18. 議案第89号

日程第19. 議案第90号

日程第20. 議案第91号

日程第21. 議案第92号

日程第22. 議案第93号

日程第23. 議案第94号

日程第24. 議案第95号

○議長（三重野精二君） 次に、本定例会に提出されました、日程第7、報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書についてから日程第24、議案第95号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの18件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 提案理由の御説明の前に、平成20年11月4日開催の平成20年第4回由布市議会臨時会で可決をいただきました「議案第79号教育委員会委員の任命について」におきまして、議案の参考資料として添付いたしました土山氏の履歴書に誤りがございましたので、全員協議会でも報告申し上げましたけれども私からもおわびを申し上げたいと思います。今後そういうことがないように慎重を期してまいりたい決意であります。

それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告1件、認定1件、条例が5件、指定管理者の指定が3件、補正予算8件、合わせて18件でございます。

それでは、提案理由を順次御説明を申し上げます。

最初に、報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について御説明を申し上げます。

継続費の精算報告書につきましては、平成18年度に2カ年度の継続費で設定いたしました、日出生台塚原線改良事業及び若杉線外1線改良事業が19年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、報告をするものでございます。

次に、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成19年度の決算に対する認定案件でございまして、会計管理者より水道事業会計を除く、

由布市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出され、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定に基づき、決算書等の関係書類を監査委員の審査に付しました。監査委員からは11月18日付で、決算審査意見書の提出がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第80号由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

社会福祉法人に対する補助金の交付につきましては、社会福祉法第58条第1項で「国または地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令または当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、または通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、もしくはその他の財産を譲り渡し、もしくは貸し付けることができる」とされていることから、今回その手続条例を制定するために提案いたしましたところでございます。

なお、今回、保育園等の民営化に備えて社会福祉法人との手続について調査をいたしてまいりましたところ、本条例に基づく手続が必要であるということが判明をいたしました。合併前の3町含め現在まで、条例のない状況で社会福祉法人に補助金等を支出してきたわけでありまして、手続に瑕疵があったことをおわび申し上げる次第でございます。

次に、議案第81号由布市立保育所条例の廃止について御説明を申し上げます。

由布市立の保育所につきましては、平成18年度から5カ年の行革の具体策を示した由布市行財政改革実施計画の中で、平成20年度を目標に民間活力を導入する施設として位置づけられております。

また、保育所事業につきましては、公立保育所への国・県からの運営費補助金が平成16年度から廃止される一方、民間の保育所にはこれまでどおり補助金が交付され、地方交付税におきましても民間保育所のほうが有利に措置されている状況でございます。

このような中、保護者負担は県内でも1、2の低さに保っておりまして、この保育料水準を維持するためにも、民営化は避けてとおれないと判断をいたしておるところでございます。

一方、民間保育所であっても公立と同じ基準で運営をされまして、入所から退所までを市が決定し、保育料や保育内容が変わることはなく、安心して保育サービスが受けられる環境にあることから、挾間・西庄内両保育所の民営化について、保護者の方々に民営化に対する御理解をいただくために、平成19年9月より今後の管理運営方針の説明を始めたところでございますが、両保育所の保護者から民営化するにしても平成20年4月からでは時期尚早との意見をいただきまして、検討の結果、その意見を尊重いたしまして、民営化を1年間延期いたしましたところでござい

ます。

その後も引き続き意見交換の場を設け、誠心誠意御理解をいただくよう説明を重ねてきたところでございまして、民営化に向けたガイドラインも答申をいただき、移管法人も選定が終わりましたので、2つの保育所を平成21年4月1日から民営化するため、由布市立保育所条例を廃止するものでございます。

次に、議案第82号由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について御説明を申し上げます。

寿楽苑につきましては、現在、介護保険サービスを外部からの受け入れで対応しておりますが、近い将来、施設内での対応が難しくなり、施設の改修や介護職員の確保が必要となることや、由布市行財政改革実施計画では民間活力導入施設と位置づけておりまして、また、民営であっても公営と同じ基準で運営され、措置費や措置内容が変わることがないことから、あくまで入所者の立場から、入所者の立場に立ってよりよい方向として民営化が望ましいと判断し、施設の入所者や身元引受人、さらには地元自治区などの関係者・関係団体に説明を重ねて一定の御理解をいただいたところでございます。移管法人の選定も終了したことから、寿楽苑を平成21年4月1日から民営化するため、由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例を廃止するものでございます。

次に、議案第83号由布市職員定数条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、議会事務局と併設されております監査委員事務局を独立させるもので、市長部局の定数を2名減とし、新たに監査事務局の職員定数を2名とするものでございます。

次に、議案第84号由布市奨学資金に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、経済状況の変化及び奨学資金制度との均衡と制度の充実を図るために、高校奨学生、高等専門学校奨学生の奨学金を改正するものでございます。

次に、議案第85号から議案第87号までの3議案は、指定管理者の指定に関する議案でございまして、関連がございまして一括して御説明を申し上げます。

ゆふの丘プラザ、道の駅ゆふいん、ほのぼのプラザの3施設は、現在も指定管理者による管理運営を行っておりますが、いずれも平成21年3月31日に指定管理期間が終了することから、改めて今後4年間、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

まず、議案第85号の由布市道の駅ゆふいん及び議案第86号由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」につきましては、指定手続等に関する条例第2条の規定に基づきまして公募を行い、選定委員会での厳正な審査の結果、道の駅ゆふいんにつきましては、有限会社ゆふいん道の駅、ゆふの丘プラザにつきましては、学校法人別府大学をそれぞれ指定管理者の候補者として報告をいただきました。

また、議案第87号の由布市ほのぼのプラザにつきましては、指定手続等に関する条例第5条第1項第2号の規定により、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公募によらず「社会福祉法人由布市社会福祉協議会」を指定管理者として指定したいと判断し、選定委員会に審査をお願いした結果、適任であるとの報告をいただきましたので、3施設の指定管理者を選定委員会の報告のとおり指定するものでございます。

なお、資料といたしまして選定委員会からの報告書と協定書案を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ6億4,523万1,000円を追加し、予算総額を155億5,006万9,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、原油や食料価格高騰等に対する国の支援事業である、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業として、障がい者施設の原油価格高騰対策事業補助、保育事業者の緊急対策補助、飼料代高騰対策補助、給食費高騰による補助等につきまして計上しております。

また、総務費では、由布市内の一部においてブロードバンドサービスが利用できない地域が存在していることや地上デジタル放送の開始により新たな難視聴地域の発生が予想されることなどから、市内の情報通信基盤の整備を進めるための「地域情報通信基盤整備促進交付金事業」及びそれに関連する出資金を計上いたしております。

地域振興費の公有財産購入費は、由布市土地開発公社が所有しております南由布駅前用地を、市が防衛交付金事業で購入するものでございます。

民生費では、地域における介護施設等を計画的に整備するための国庫補助金であります「地域介護・福祉空間整備等補助金」を湯布院地域の認知症対応型通所介護施設の整備に充てるための補助金を計上いたしております。

消防費では、湯布院方面隊と庄内方面隊に小型動力ポンプ積載車の購入経費について計上しております。

公債費では地方債の繰り上げ償還金を計上いたしておりますが、これは平成19年度から平成21年度までの3カ年間に、補償金免除に係る財政健全化計画を策定し、行財政改革を実施する市町村を対象に、公的資金のうち金利の高い地方債の補償金免除繰り上げ償還を行い、公債費負担の軽減を図ることができることとされたことから、今回計上いたしたところでございます。

基金費につきましては、19年度決算による繰越金を地方財政法第7条及び地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金へ積み立てするものでございます。

歳入につきましては、19年度決算による繰越金と普通交付税が主なものとなっております。

次に、議案第89号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ267万円を追加し、予算総額を42億9,460万4,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、高額療養費の増額が主なもので、歳入につきましてはそれらの財源として国庫支出金、療養給付費交付金を計上いたしております。

次に、議案第90号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ4,475万円を追加し、予算総額を30億5,251万4,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、介護サービス諸費の保険給付費と地域支援事業費であり、歳入につきましては、介護保険料、支払い基金交付金、繰入金の増額と国庫支出金の減額が主なものでございます。

次に、議案第91号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億389万6,000円を追加し、予算総額を3億4,791万4,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、職員の人事異動による人件費の増額、地方債である簡易水道事業債の繰り上げ償還に伴う借りかえ分でございます。歳入につきましては、それらの財源といたしまして、市債の借換債、水道使用料などを計上いたしております。

次に、議案第92号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算からそれぞれ9万9,000円を減額し、予算総額を1億1,664万円にお願いするものでございます。

内容につきましては、職員の人事異動による人件費の減額と前年度の繰越金が確定をいたしましたので、繰越金の増額とともに基金への積み立てを行うものでございます。

次に、議案第93号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ172万1,000円を追加し、予算総額を1億4,834万8,000円にお願いするものでございます。

内容といたしましては、歳出の施設管理費の増額と歳入は前年度繰越金の確定による繰越金の

増額でございます。

次に、議案第94号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ9万1,000円を追加し、予算総額を1,434万4,000円にお願いするものでございます。

内容につきましては、前年度の繰越金が確定いたしましたので、繰越金の増額とともに基金への積み立てを行うものでございます。

次に、議案第95号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、収益的事業で人事異動に伴う人件費の減額と19年度決算で建設改良費の仮勘定により固定資産へ振りかえたことによる歳出であり、予備費で調整するものでございます。

資本的予算では、国及び県と協議中であります企業債の繰り上げ償還に伴う歳出でありまして、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長、課長から御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、今議会の会期中に工事請負の契約締結と国民健康保険条例の一部改正の2議案を追加提案させていただき予定にしておりますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程され、提案理由の説明がありました認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計決算の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。それでは、平成19年度由布市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、その審査を終了しましたので報告いたしたいと思っております。

由布市監査委員条例では、審査に付されてから60日以内に意見書を提出するようになっておりますが、諸般の事情によりまして達成できなかったことをお詫び申し上げます。大変申しわけございません。

まず、審査の概要ですが、審査の対象は一般会計及び国民健康保険特別会計外6つの特別会計でございます。審査の方法は、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金の運用状況調書について関係帳簿との照合により

計数の確認を行うとともに、予算の執行状況、財産、基金の管理状況、決算の内容等について関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。審査に際しましては、関係職員の方には事前資料の準備から、当日は予定外の資料まで準備をしていただきました。御協力、まことにありがとうございました。この場をかりましてお礼を申し上げます。

審査の結果につきましては、由布市の平成19年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類等は関係法令に準拠して作成されており、表示の計数は関係諸帳簿及び証拠書類と合致しており、妥当であると認められました。また、各会計歳入歳出予算も適正に執行されていると認めました。

まず、一般会計につきましては、歳入が156億6,679万2,141円、歳出が150億5,254万6,825円となっており、形式収支では6億1,424万5,316円から翌年度へ繰り越すべき財源8,134万1,560万円を差し引いた実質収支額が5億3,290万3,756円となっております。

次に、特別会計は7つの会計であります。歳入が合わせまして126億1,933万4,972円、歳出は122億7,589万2,137円となっており、形式収支は3億4,344万2,835円でありまして、翌年度へ繰り越すべき財源がなかったために実質収支額は同じ額で3億4,344万2,835円となっております。

一般会計の歳出は昨年度に比較して7億6,065万4,864円減少しているものの、特別会計においては6億4,082万4,904円増加しており、一般会計からの繰入金は昨年度に比較して2,337万6,368円増加しております。全体としては14億5,570万4,960円となっております。すべての会計に繰り入れが行われている、それによりまして今後はより一層の歳出抑制に努めて特別会計の独立性、それに留意をして財政運営を望まれるところであります。

次に、普通会計における主な財政指標について見ますと、財政力指数は0.49%で、前年度に比べて0.02ポイント上昇いたしております。経常収支比率は95.9%で、全年度に比較して1ポイントほど上昇しております。一方、公債費比率は12.3%で、前年度に比べて1.1ポイント減少いたしております。財政構造の弾力性、公債費の償還額の負担状況ともに硬直化の傾向が見られます。一般会計の市債の発行残高は168億6,932万6,000円となっており、前年度に比べて4億3,046万9,000円減少しています。市債の残高は減少しているものの市債の償還負担が将来の行政運営に圧迫することがないように、今後とも適切かつ効率的な活用が図られる中で残高の縮減に努め、財政構造の弾力性、健全性に一層留意した財政運用を要望します。

次に、市税の収納率でございますが、昨年より比較して1.37ポイント上昇しております。担当課の徴収努力の成果であると思われまます。さらに、差し押さえ物件の購買を実施したことは

滞納整理に対する姿勢のあらわれであると思われま。今後も税負担の公平を期するため努力をお願いする次第であります。

次に、住宅使用料の収入未収額が増加しております。1世帯で200万円の未納額があり、納入不可能な状態になっていると思われま。毎年度時効処分として不納欠損処理をしているが、負担の公平を期するためにも法的手段の実行を行い、早急に対処することを求めるものであります。

次に、農業関係の補助事業において消費税の還付問題が発生し、市が立てかえ払いを行っております。これについては毅然とした対応を行い早期解決を求めるものであります。

一般的に未納額が増加しており、不納欠損処理をしているが、不納欠損の要件に満たないものが見受けられたのであります。安易に不納欠損処理することなく状況を正確に把握して処理をされたいところであります。

次に、国民健康保険特別会計では、レセプト点検の過誤調整再審査請求により2,699万8,000円の効果を上げております。今後も引き続きレセプト点検体制の充実強化と医療適正化対策とあわせて各種保険事業の推進に努められたいのであります。

次に、介護保険特別会計では、介護保険の財源確保及び被保険者の負担の公平を期するため収入未済額の解消に努力されるよう望みます。

次に、簡易水道事業特別会計では、不納欠損額と収入未済額が増加しております。由布市水道事業給水停止処分要綱に従って給水停止も視野に入れての安定収入の確保に努められたい。

次に、公共下水道事業特別会計については、現在、計画の見直し作業を進めておりますが、早期に解決を求めるものであります。

次に、農業集落排水特別会計では、使用料の収納体制の取り組みを求めるとともに、終末処理場の処理能力について原因水、不明水、この調査を実施して今後の対応を求めるところであります。

次に、健康温泉館特別会計については、利用者が増加しており収入も増加しておりますが、さらにPRを行い、利用者数及び収入の増加を求めるものであります。

最後に、今後ますます高度化、多様化の市民サービスの向上や本市が自主自立の財政運営を行っていくために、将来にわたって自主財源を安定的に確立していくことが不可欠であります。今後とも厳しい行財政運営が余儀なくされるが、さらなる行財政改革で財源捻出を図るとともに、行政評価システムの導入により徹底したコスト意識を確立し、限られた財源によりまして効率的な予算の執行に努めることを望みます。

決算審査を終わっての報告とさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 以上で平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の決算審査の結果報

告が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

なお、日程第8、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定についての詳細説明については、後ほどまたは明日4日に行います。

まず、日程第7、報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書につきまして詳細説明を申し上げます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定ということで、これにつきましては総体的に申し上げますと、普通地方公共団体の長は継続費に係る継続年度が終了したときは精算報告書を調製して、主要施策ですね、決算の主要施策の説明書をこれとあわせて議会に報告しなければならないとされております。今回、御報告する事業につきましては、18年度の12月議会で日出生台塚原線改良、それから若杉線外1線の改良、これはいずれも18年度の国債でございますが、この2つの事業につきまして継続費の総額と年割額について18年の12月で上程しまして、さらには日出生台塚原線の改良につきましては19年度の年割額を19年度の3月補正ということで上程を行っております。

事業内容としましては、上の段の日出生台塚原線の改良につきましては、防衛の障害防止事業の補助金で実施をしております。18年度と19年度の2カ年で橋梁工事等を主に、それとこれに伴う取り付けの土工ということで事業を実施いたしております。

それから、次の若杉線外1線につきましては、防衛の民生安定事業で実施を行っております。同じく18、19の2カ年で土工と舗装工を実施いたしております。財源の関係ですね、全体計画実績、それから比較については、この表に書いておりでございます。

なお、地方債につきましては、一般補助施設の整備事業債ということでなっております。

それから、この事業内容、私今申しましたけど、もうちょっと詳しい内容につきましては、19年度であれば今回の主要施策の成果の説明書52ページに載っておりますし、18年度については昨年度の同じ成果説明書に記載されているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ここで午前中の審議を終わります。再開は13時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第9、議案第80号由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 議案第80号をお願いいたします。議案第80号由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について、由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例を次のように定める。平成20年12月3日提出、由布市長。

提案理由、社会福祉法第58条第1項の規定により、社会福祉法人に対する助成の手続を定めるため。

次のページをお願いいたします。

由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例、（趣旨）第1条、この条例は社会福祉法第58条第1項の規定により、同法第22条に定める社会福祉法人に対する助成の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）第2条、この条例において「助成」とは、社会福祉法人に対し補助金を支出し、または通常の条件より有利な条件で貸付金を支出し、もしくは財産を譲渡し、もしくは貸し付けることをいう。

（助成）第3条、市は社会福祉事業の健全な運営を図るため、社会福祉法人に対し助成することができる。ただし、補助金及び貸付金については予算の範囲内とする。

続きまして、第4条には（申請の手続）関係、第5条には（助成の停止等）などを記載をさせていただきます。

（委任）第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第81号由布市立保育所条例の廃止について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 議案第81号由布市立保育所条例の廃止について、由布市立保育所条例は、廃止する。平成20年12月3日提出、由布市長。

提案理由、由布市立挾間保育所及び由布市立庄内保育所を民営化するため。

次のページをお願いいたします。

由布市立保育所条例を廃止する条例、由布市立保育所条例は、廃止する。

附則、1、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

次のページの新旧対照表をごらんいただきます。現行、第3条を第244条の2第2項の規定により、特に重要な公の施設の廃止について、議会の出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。ということで、(8)の保育所を削除し、あと1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 次に、日程第11、議案第82号由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長(立川 照夫君) 議案第82号由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について、由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例は、廃止する。平成20年12月3日提出、由布市長。

提案理由、由布市立養護老人ホーム寿楽苑を民営化をするため。

次のページをお願いいたします。

由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例を廃止する条例、由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例は、廃止する。

附則、1、この条例は平成21年4月1日から施行する。

2、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

次のページの新旧対照表をお願いします。

現行につきましては、第3条、法第244条の2、第2項の規定により、特に重要な公の施設の廃止について、議会の出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。(4)の養護老人ホームを削りまして、あと1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 次に、日程第12、議案第83号由布市職員定数条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(工藤 浩二君) それでは、議案第83号由布市職員定数条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

議案第83号由布市職員定数条例の一部改正について、由布市職員定数条例(平成17年条例第34号)の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成20年12月3日提出、由布市長。

提案理由、監査委員の事務局の職員の定数を新たに定めるため、条例の改正を行うものでござ

います。

次のページをお願いいたします。

由布市職員定数条例の一部を改正する条例、由布市職員定数条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中「287人」を「285人」に改め、同条第2号を次のように改める。第2号、議会の事務部局の職員5人、第2条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。第3号監査委員の事務局部局の職員2人。

附則、この条例は平成21年1月1日から施行する。

次の新旧対照表をごらんください。2条中1号を市長の事務局の職員「287人」を「285人」に改正でございます。

第2号を「議会の事務局の職員（監査委員の事務局の職員を含む。）5人」を「議会の事務局の職員5人」と第3号に「監査委員の事務局の職員2人」ということで3号に追加をいたします。以下、次号以下を繰り下げということになります。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第84号由布市奨学資金に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（高田 英二君） それでは、議案第84号について詳細説明を行います。

議案第84号由布市奨学資金に関する条例の一部改正について、由布市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年12月3日提出、由布市長。

提案理由、経済状況の変化及び他の奨学資金制度との均衡を図り、制度を充実させるため。

次のページを、第4条第2項を次のように改める。高等学校・高等専門学校奨学生、月額1万2,000円につきまして、従来7,000円と高校・高等専門学校奨学生が9,000円で行ってまいりましたのを1万2,000円に改めるものでございます。大学奨学生については据え置きとしております。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

新旧対照表で第4条で、高校奨学生、現行で月額7,000円を1万2,000円、第2項の高専奨学生月額9,000円を同じく1万2,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第85号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（太田 光一君） 議案第85号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について、由布市道の駅ゆふいんの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。平成20年12月3日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市道の駅ゆふいん、由布市湯布院町川北899番76外。2、指定管理者、有限会社ゆふいん道の駅、代表取締役大久保茂美、由布市湯布院町川北899番地76。3、指定管理期間、平成21年4月1日から平成25年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

提案理由、由布市道の駅ゆふいんの指定管理者を指定するため。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第15、議案第86号由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 議案第86号由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について、由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成20年12月3日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」、由布市湯布院町川西1200番地8。2、指定管理者、学校法人別府大学、理事長日高紘一郎、大分県別府市大字北石垣82番地。3、指定管理期間、平成21年4月1日から平成25年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

提案理由、由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者を指定するため。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第87号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 議案第87号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について、由布市ほのぼのプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成20年12月3日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市ほのぼのプラザ、由布市庄内町庄内原365番地1。2、指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会、会長佐藤哲紹、由布市庄内町庄内原365番地1。3、指定管理期間、平成21年4月1日から平成25年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

提案理由、由布市ほのぼのプラザの指定管理者を指定するため。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第17、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

（歳入歳出予算の補正）ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,523万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,006万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次に、（継続費の補正）第2条、継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるということをごさいます。

まず、第2表の継続費の補正、7ページでございますが、こちらをおあけいただきたいと思ひます。7ページ、第2表継続費の補正ということでございます。これの変更ということで、款項目、土木費の道路橋梁費、事業名は日出生台塚原線（19年度国債）事業ということで、補正前の総額が1億422万6,000円、それから補正後が1億392万6,000円ということで30万円の減額となっております。これにつきましては、理由としまして、歳入の国庫補助金であります障害防止の事業補助金が30万円減額の決定ということを受けての減額補正でございます。

続きまして、8ページ、次のページ、第3表地方債の補正の説明をさせていただきます。

（追加）ということで、起債の目的につきましては借換債ということで、限度額が1億3,350万円ということで、あと、起債の方法、比率、償還の方法を書いておりますが、これにつきましては本会議の始まります前、全員協議会で御報告しましたように、このたび保証金の免除によるところの繰り上げ償還が可能になったということで、これを受けての、繰り上げ償還いたしますのに、これの財源としまして借換債を行うということでございます。

主なものにつきましては、大津留小学校の屋内運動場の整備事業、それから庄内の庁舎の建設事業ということで、きょう全員協議会で資料でお渡ししましたが、実際には1億3,360万9,753円というふうに対象でなりますけど、借換債の起債につきましては起債の単位が10万円ということでございますので、これの本数でいきますと1億3,350万円という借換債になるようになってございます。

次の9ページをお願いします。地方債の今度（変更）でございますが、臨時財政対策債、それから道路整備事業債ということで、臨時財政対策債につきましては補正前の額が4億7,458万

7,000円、これを補正後が4億7,440万3,000円ということで18万4,000円の減額となっております。これにつきましては、この臨財債が交付税の財源不足分ということで、市のほうが起債を借りて補てんしてるわけですが、これの許可額といいますか発行可能額が確定したことによりまして今回18万4,000円の減額をお願いするものでございます。

それから、道路整備の事業債につきましては、現在2億8,120万という補正前の額を、補正後は2億8,250万円ということで130万円の増額ということになっております。これにつきましては、また後ほど地方債のところでも出てきますけど、市債のところでも出てきますけど、合併特例債が170万円の減額、それから辺地対策債は1,000万円の増額、過疎対策債は700万円の減額ということで、合わせて130万円の増でございます。

次に、12ページですかね、歳入のほうから事項別の明細書について御説明をさせていただきます。

9款の国有提供所在市町村の助成金ということで、これは演習場の用に供する固定資産が所在する市町村に交付されるわけですが、このたびこの金額が交付金が確定したということで91万2,000円の増額をお願いしております。

それから、10款の地方特例交付金、これの1項の地方特例交付金、この中で説明欄にございますが地方特例交付金、これが142万3,000円の増でございますが、これが児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加分ということで、これの措置分がこのたび増額となっております。それから減収補てんの特例交付金2,038万7,000円、これにつきましては減税補てんの特例交付金が18年度で廃止されたことを受けまして、これの経過措置分ということで、このたび新たに2,038万7,000円の交付金ということになっております。

それから、2項の特別交付金、これにつきましては192万円の増額となっておりますが、これは地方交付税の制度改正等に伴う措置ということで、この分が増額となっております。それから3項の地方税等減収補てん臨時交付金、これは今年度当初に道路特定財源ということで、これの暫定税率の期限切れがなされたんですが、これに伴うところの措置分ということで313万円新規に臨時交付金として計上いたしております。

次の13ページでございますが、地方交付税につきましては、普通交付税が1億8,413万8,000円増額ということで、累計で49億7,367万6,000円というような補正後の額となっております。

13款の分担金及び負担金の分担金でございますが、これにつきましては事業の減額ということで分担金が50万6,000円減となっております。

次の2項の負担金につきましては、介護給付費とこれの市町村分と利用者分ということで300万円の減でございますが、小松寮の利用者が1名欠員になったということで減となっております。

ります。

それから、14款の手数料でございますが、この中でし尿の手数料633万1,000円減ということで今回計上いたしております。これにつきましては日出生台の演習場、ここの演習場に浄化槽が新たに設置されたということで、これに伴いましてし尿のくみ取り料が減となることから今回お願いするものでございます。

それから、15款の国庫支出金、これの1項の国庫負担金でございますが、障害者自立支援給付費負担金、これの分が500万円増額というふうな補正になっております。

それから、2項の国庫支出金ですが、1節の特定防衛施設周辺整備事業につきましては、今年度の金額の確定ということで5,229万1,000円の増です。

次の総務費補助金の中で地域活性化緊急安心実現総合対策交付金ということで2,044万1,000円新規ということで計上いたしておりますが、これは市長のほうからも提案理由でお話があったと思うんですが、原油とか食料費等の高騰によりまして国民生活の安全・安心を確保するということから、国のほうでこのような交付金を新たにつくりまして、これを受けまして市のほうとしても、また後ほど説明いたしますが、障がい者の施設の原油価格の高騰とか保育の関係、それから牛の飼料、給食費の高騰と、こういうものに一応この事業の交付金を充てるということで予算化をお願いしております。次の地域情報通信基盤の整備推進交付金ということで9,750万円、これも先ほど説明がございましたけれど、ブロードバンドとか地デジの関係で通信基盤の整備を行うということで、この分が国庫から補助金として入ってまいります。

民生費につきましては、4節の高齢者福祉費補助金で1,000万円の新規分として上がっておりますが、これは湯布院の川北に認知症の対応型通所介護施設というのを医療法人の方が建設されるということで、これの歳入で1,000万円を受けまして、歳出のほうでまた同じ金額を計上いたしております。それから、5節の民生費の補助で高齢者医療制度円滑運営事業補助金42万円、これはシステム、高齢者医療のシステム改修の分でございます。

それから、5目の土木費の国庫補助金の1節の道路改良事業補助金30万円、これは先ほど継続費のほうで御説明いたしましたように障害防止の補助金が30万円減額になったという分でございます。

次に、15ページでございますが、この中で大きなものということで御説明させていただきますと、16款の2項の県補助金の中で3目の衛生費の県補助金、この分で787万3,000円ということで、乳幼児医療費の助成事業ということで、この分が増となっております。

あと、次の16ページの中で2節の農業費の中の農業費補助金の中で地域活性化総合補助金、これ、大分のマルヒデさんというところが肥育施設を湯布院のほうに建設するというので、これの井戸の掘削に伴う分で166万6,000円ということでございます。

それから、3節の林業費の補助金でございますが、その中の森林環境保全推進関係事業補助金127万2,000円につきましては、阿南小学校と南庄内小学校の周辺の通学路の伐採というのとラベルを設置するというので、この分が新規となっております。

それから、17ページでございますが、18款の寄附金につきましては、大分市の方から寄附金を小学校、中学校の図書購入ということで10万円いただいております。

それから、19款の繰入金につきましては、財政調整基金で1億821万2,000円の減額ということでございますが、これは今回の補正で歳出、それから歳入の分で差し引きをいたしましたところ、この分だけ歳入のほうが多かったということで、この辺で調整をいたしております。

それから、20款の繰越金につきましては、先ほども監査のほうでございましたが、歳入歳出の差し引き額から翌年度の繰越額を差し引きたいいわゆる実質収支でございますが、これが5億3,290万3,000円ということで、今回その差額の分でございます2億5万2,000円の増ということでございます。

それから、18ページの22款の市債、これの中の1目の総務費につきましては、先ほどお話ししましたように臨時財政対策債、これの分が18万4,000円減額ということで、これは発行の可能額が確定したことということになっております。

それから土木債につきましては、さっきお話ししましたように、辺地対策、過疎対策、合併特例債ということで合わせて130万円の増となっております。

それから、9目につきましては、新規分ということで1億3,350万円繰り上げ償還の借換債ということでお願いしているところでございます。

次に、歳出に移らせてもらいます。

19ページでございますが、議会費については482万1,000円ということで減額となっております。

主なものにつきましては議員1名の欠員分ということと、あと需用費等の関係では議会報告会、これにかかわる経費分、それから19節の負担金・補助金・交付金ですが、負補交でございますが、これについては市議会の議長、それから議員研修会などの意見交換会という分で7万2,000円増額といたしております。

あと、2款2項——全部そうなんです、人件費を今回お願いしてありますが、これは6月以降の異動分に伴うということで調整を行っております。

それで、総務費の一般管理費の給料につきましては二役ということで、副市長不在の部分の期間の分ということで、通勤手当も含めてでございますが、この辺で増減が起きております。

あと、次の20ページにつきましては、財産管理費ということで燃料費170万円増額しておりますが、これも燃料費の高騰ということで今後不足が見込まれるということで今回計上をお願い

いしているところでございます。

それから、役務費のその他手数料22万2,000円につきましては、前回——大阪かどこやったですかね、メタンガスですか、これの関係で爆発して犠牲者が出たということで、一応全国的に温泉の調査、いろいろガスの関係の調査をしておりますが、由布市の場合は、特に湯布院でございしますが、ガスは出ないということでございしますが、一応県の確認申請の部分の料金が必要ということで、市有泉源に伴う分の金額で22万2,000円の増となっております。

それから、企画費につきましては、報償費、旅費、需用費等につきましては、国際交流の訪中の中止を受けて減額によるものでございます。

それから、7目の電子計算費、これにつきましては先ほどお話ししましたように国庫で9,750万円入ってまいりますが、これを受け入れ先の大分ケーブルという会社のほうへ9,750万円交付するものでございます。

それから、次の21ページの出資金が24節の投資及び出資金の出資金ということで5万円新規に計上いたしております。これも大分ケーブルとの絡みといいますか、第三セクという形での出資に伴うものでございます。

それから、9目の地域振興費、この中で17節の公有財産購入費の土地購入費でございしますが、3,886万8,000円、これは先ほどもちょっと説明がありましたけど、市の土地開発公社が所有しております土地を南由布の駅前の用地でございしますが、これを今後駐車場あるいは公園として整備したいということで、この分で今回市のほうが買い取りを行うということでこの分をお願いしているところでございます。

それから、10目の諸費につきましては、旅費、それから消耗品、印刷、通信とございますけど、大きなものといえば本庁舎の関係でアンケート調査の集計分析を行うということで、この費用が入ってございます。

それから、22ページの戸籍の住民基本台帳費の中で、11節の印刷製本費43万1,000円の増額、これは住基カードですね、住民基本台帳のデータが入っている住基カードがございしますが、この分が今回ちょっと足りないということで、この分を43万1,000円増額をお願いしております。

それから、24ページの民生費の社会福祉費の障がい者福祉費の中で19節の負補交でございしますが、この障がい者の施設原油価格等高騰対策事業補助金ということで345万3,000円、新規分として今回上げております。これもさっきのもろもろの高騰によるところの交付金の対象事業ということで、通所と入所というのでございしますが、のぞみ園等のそういう障がいの施設の原油高騰に対する補助を行うものでございます。

それから、6目の介護保険事務費、この中で負補交の1,000万円、これが先ほど言いまし

たように国庫の分で1,000万円入りまして、ここで補助金として湯布院の福祉法人のほうに認知症対応型の通所介護施設の補助ということで1,000万円をお願いをしているところでございます。

それから、次の25ページにつきましては、2項児童福祉費の1目の児童福祉総務費、この中で負補交の保育事業の緊急対策補助ということで246万5,000円新規分となっておりますが、これにつきましても保育所の物価高騰による食材の値上げ分ということで、これは市内の民間の保育所の分の補助でございます。

それから、次のページの4目の保育園費、この中で11節の需用費に賄い材料費がございしますが、これが38万5,000円増額ということでございしますが、これは市立の保育所分の物価高騰分ということで賄い材料で38万5,000円増額をお願いしているところでございます。

それから、あとちょっと飛びまして、31ページをお願いしたいんですが、4款の衛生費のところの清掃費で13節の委託料、し尿処理業務ということで、この分が298万2,000円減ということでございますが、これも冒頭申し上げましたように歳入のところで申し上げましたように、し尿のくみ取り料の減に伴うためのものでございます。

あと33ページでございますが、農林水産業費の4目の畜産業費ということで、飼料の高騰対策補助金ということで1,124万8,000円新規ということでお願いしております。これにつきましては、やはり飼料高騰ということで、一応1頭当たり4,000円の飼料代の補助ということで、その2,812頭分で1,124万8,000円という補助を行うということでございます。その下の地域活性化総合補助金333万2,000円、これもさっきお話ししましたが、肥育施設の建設の井戸掘削ということでこの分の補助でございます。

それから、35ページの8款土木費のほうで、これの1節の道路維持費については工事請負費1,500万円ということで、それぞれ3町分、維持補修の関係の分の要求が非常に多くて現時点ではちょっと足りないということで、3町分で1町が500万円としまして3町分で1,500万円増額をお願いしたいということと、あと、道路新設改良につきましては、これはいろいろ節ごとに出てますけど、いろんな路線が組み合わされたところの結果で出ております。何路線か御紹介しますと、別府、向原の別府泉の北方工区がちょっといろいろ用地交渉が難航しているということで、東行田代線のほうに組みかえをしたいというのもありますし、あと小野屋櫟木線につきましては地権者のほうが急に病気で倒れてちょっと用地交渉ができないというような状況もありまして、向原別府線の七蔵司工区へ持っていきたいというような状況も起きてるように聞いてます。

それから、36ページの9款の消防費、その中の常備消防費で18節の備品購入費518万1,000円、庁舎用器具費となっておりますが、これは来年度の採用職員の被服代等11名

分でございます。

それから、3目の消防施設費につきましては、これも同じく18の備品につきましては御説明いたしましたけど、湯布院方面隊と庄内方面隊の小型動力ポンプ積載車ということで、これを購入すると。12節の役務費についてはその消防の購入に伴う諸費ということでございます。

それから、あと40ページでございますが、10款の教育費の5項学校給食費、これの19節の負補交、給食費緊急対策補助ということで1,023万円、これも高騰分ということで給食費に対応する分の補助金でございます。

あとは大体、42ページに12款の公債費で元金ということで繰り上げ償還のやつの部分を1億3,361万円ということで載せてございます。

それから、最後のページの43ページは財政調整基金ということで、この積立金ということで実質収支の2分の1以上ということを受けまして2億6,700万円の積み立てを今回お願いしているところでございます。

以上、一般会計の補正予算については以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第18、議案第89号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 議案第89号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を行います。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ267万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,460万4,000円と定めるものであります。

それでは、歳出から御説明いたしたいと思いますので、7ページをお願いいたします。

歳出の1款総務費1目の一般管理費でございますが、システム開発業務で42万円の増額でございます。

2款の保険給付費でございますが、一般被保険者並びに退職被保険者のそれぞれ高額療養費が150万円ずつ増加が見込まれますので、ここに補正を計上いたしました。

12款の予備費といたしまして、減額の75万円でございます。

それでは、戻りまして5ページをお願いしたいと思います。今申し上げました歳出に伴いまして、歳入の5款1項1目で補正額51万円、それから5款2項の国庫補助金1目の財政調整交付金で13万5,000円、それから6款療養給付費交付金、これは退職者医療にかかわりますもので150万円、それから8款県支出金1目の財政調整交付金で10万5,000円、それから13款繰入金、一般会計の繰入金42万円の内容となっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第19、議案第90号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 議案第90号を御説明申し上げます。

平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,251万4,000円と定める。平成20年12月3日提出、由布市長。

では、6ページをお願いいたします。

この介護保険の予算につきましては、当初予算につきまして第3期の計画値の推計に基づきまして当初予算の編成をしてございます。そして、平成20年度の現在の執行状況を勘案しまして大幅に予算の組み替えをしてございますので御理解を賜りまして御説明を申し上げます。

1款の保険料でございますが、現調定額の増といたしまして第1号特別徴収、普通徴収それぞれしまして1,763万6,000円の増額の保険料の増額としております。

3款の国庫支出金でございますが、国庫負担金と国庫補助金の組み替えをしてございます。これはまた後ほど歳出のほうで御説明を申し上げます。

次のページ、7ページをお願いします。

4款の支払い基金交付金、これもそれぞれの、歳出のほうで介護給付費の交付金、それぞれ組み替えによる予算をしてございますので、国庫負担金と交付金の組み替えの予算で、予算の組み替えをしてございまして、現年度分で1,458万9,000円の増額としてございます。

7款の繰入金でございますが、これも介護給付費の繰入金としまして歳出のほうの増額になってございますので、市の持ち出し、市の負担分で12.5%がございまして、その分の588万3,000円の増額というふうになってございます。

7款の繰入金でございますが、1,182万円を繰り入れてございまして、歳入歳出をトータルしますと歳入不足が生じたので、準備金のほうを取り崩しまして1,182万円の繰入金をしてございます。

諸収入の返納金は平成19年度の介護負担給付金の確定による返納金でございます。

続きまして、9ページの歳出をお願いいたします。

2款の介護保険給付費でございますが、1目の介護サービス諸費でございます。説明にそれぞれ居宅介護サービス給付費等項目がございまして、それぞれの負担金の増額及び減額をしてございます。それぞれのトータルをいたしますと7,908万1,000円の補正をしてございます。

2款の介護給付費でございますが、介護保険サービス諸費もそれぞれの負担金がございまして、増額及び減額をしてございまして、5,688万5,000円の減額をしてございます。と申しま

すのは、介護サービスの諸費のほうを減額いたしまして、介護サービス諸費のほうに組み替えの予算をしてございます。

2 款の支払い審査手数料でございますが、それぞれの給付費の利用者の負担の増でございます、審査支払い手数料が増額になってございます。

同じく高額サービスでございますが、利用者の負担の増によりまして1,691万1,000円の増額になってございます。

それで、次の特定入所者介護サービス諸費でございますが、これもそれぞれの減額及び増額をしてございまして、779万3,000円の補正の予算をお願いをしているところでございます。

11ページの5款の地域支援事業費でございますが、これもそれぞれの事業費の確定によりまして、確定と見込みの部分によりまして減額や増額をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第20、議案第91号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（目野直文君） 水道課です。議案第91号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億389万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれに3億4,791万4,000円と定めるということでございます。

第2条といたしまして（地方債）でございます。地方自治法の規定によりまして、第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるということでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1項の簡易水道費の目の総務管理費でございますが、給料、職員手当につきましては、4月異動と8月の簡易水道会計と上水道会計の異動による組み替えが主なものでございます。工事請負費の500万円でございますが、これにつきましては塚原の県道鳥越湯布院線の道路改良に伴います水道管の移設工事でございます。積立金といたしまして19年度繰越金の2分の1以上の積み立てということで196万円を上げております。

2款の公債費でございますが、今回財政課長よりも説明を受けたと思いますが、今回繰り上げ償還に該当するものでございまして、6%以上が5本ございます。これは条件を満たすものでございますが、5件の9,464万3,000円の支払いでございますが、これをするに伴いまして効果額といたしまして、元金が100円未満は切り捨てになりますので4万2,754円と利子の1,612万2,965円が効果額と出るようになります。

それに伴います歳入でございますが、1目の水道使用料でございますが、4月分から9月分までの実績と今後の見通し、見込みにおきまして390万2,000円ほどの増額としております。

一般会計からの繰入金でございますが、先ほど申しました異動に伴います人件費が229万3,000円と、建設改良で50万円のうちの1割の5万円と県からの補償費の62万5,000円、これも組んでおりましたので減ですが、その増減で171万8,000円ということでございます。

基金繰入金でございますが、水道使用料の減額によりますものとで最終的に236万6,000円となります。

繰越金につきましては、19年度の繰越額の確定によるものでございます。

雑入でございますが、県道の鳥越湯布院線の道路改良に伴います県からの補償費の450万円と県道の東山庄内線の道路改良に伴います水道管の布設で62万5,000円で、512万5,000円ということでございます。

7ページでございますが、市債の借換債でございますが、これは先ほど言いました繰り上げ償還に伴います借換債の9,460万円でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第21、議案第92号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課です。議案第92号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。議案書をお願いします。

平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,664万円と定める。これは提案理由でも御説明いたしましたけども、人事異動によります人件費の補正と決算による繰越金が確定いたしましたので、その繰越金の補正並びに基金への積み立てを行う補正となっております。

5ページをお開きください。事項別明細書で御説明いたします。

歳入ですけれども、一般会計繰入金18万2,000円の減額となっております。歳出でも計上しておりますけども、人間の人事異動によりまして減額が生じまして、一般会計から繰り入れておりましたのでその分を減額いたしております。

繰越金につきましては、当初50万6,000円計上しておりましたけども、8万3,000円の増額となっております。

次のページをごらんください。

歳出ですけれども、一般管理費としまして職員の異動分によります18万2,000円の減額、それから基金への積み立てということで29万5,000円計上いたしております。その予備費につきましては積み立てを行うために21万2,000円の減額を行っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第22、議案第93号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 議案第93号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ172万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,834万8,000円と定める。平成20年12月3日提出、由布市長。

では、5ページをお開きください。

歳入でございます。繰越金172万1,000円を予算計上してございます。これは前年度繰越金の確定によりますものでございます。繰越金としまして221万1,000円でございます。

次のページで歳出でございます。施設管理費の172万1,000円、これは燃料の高騰によるものでございまして、見込みの部分と実績の部分を勘案しまして172万1,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第23、議案第94号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 議案第94号について御説明申し上げます。

平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加して、歳入歳出それぞれ1,434万4,000円と定めるものであります。

これについては先般、財政課長のほうから説明がありましたように、繰越金の9万1,000円が確定いたしましたので、これを基金に積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第24、議案第95号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 議案第95号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明をいたします。

3ページをお願いいたします。収益的な支出でございますが、うち営業費用の中の総がかり費

でございますが、職員の人事異動に伴いますものと、8月の簡水と上水の組み替えによるものでございまして、全体で534万円の減ということでございます。減価償却費の有形固定資産の減価償却費でございますが、平成19年度末に建設仮勘定より固定資産のほうに振りかえたものの減価償却費分でございます。

特別損失でございますが、過年度分で水道料金の還付が生じたので、その分でございます。それらは予備費で充当をしているということでございます。

4ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、建設改良費でございますが、職員1名分の法定福利費の増ということでございます。

2項の企業債償還金でございますが、繰り上げ償還に伴いますもので、今回6%以上で条件を満たすものが6本ございましたので、それを繰り上げ償還をしたいということで9,235万3,000円の増ということでございます。効果額といたしましては2,430万6,000円ほどでございます。

1ページでございますが、(資本的収入及び支出)の第3条でございますが、予算第4条本文括弧書き中の「不足する額1億8,080万8,000円は、」を「不足する額2億7,326万7,000円は、」に「過年度分損益勘定留保資金1億6,080万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億5,326万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するというところでございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長(三重野精二君) 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

○議長(三重野精二君) これで本日の日程はすべて終了しました。

次回の本会議は、明日4日午前10時から、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定についての詳細説明を行います。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

午後2時05分散会
